

Ⅱ 申立ての実務

市町長申立ての流れ

成年後見制度の申立てに係る家庭裁判所の手続きと市町長申立ての事務の流れは、概ね次のように整理できます。

調査
・
検討
・
決定

(1) 後見ニーズ(対象者)の発見(→P. 24)

ホームヘルパーや介護支援専門員、社協職員、民生委員、家族・親族等からの報告、連絡、相談、要請により情報が入る。

(2) 調査・検討(ケース検討会議の開催)(→P. 27)

市町は寄せられた情報の事実確認を行うとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て(本人・親族・市町長による申立て)などの支援策について検討する。

<調査内容と手順>

①本人調査…本人の心身・日常生活の状況・資産状況等を把握。(→P. 27)

②親族調査…2親等以内の親族(他の申立て権者)を確認する。(→P. 29)

→ 親族がいる場合 / 申立てを行うよう支援・依頼する。

→ 親族がいない場合 / ③へ進む。

③成年後見登記事項の確認…静岡地方法務局(窓口請求)又は東京法務局(郵送請求)へ成年後見等の登記の有無を確認する。(→P. 34)

→ 登記ありの場合 / 成年後見人等に対応を依頼する。

→ 登記なしの場合 / ④へ進む。

④診断書の作成依頼…診断書(家庭裁判所の指定様式)の作成を医師に依頼。(→P. 34)

⑤申立て類型の検討…医師の作成した診断書等を参考に、申立ての類型(後見・保佐・補助)を検討する。(→P. 34)

⑥成年後見人等候補者の検討…本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人(候補者)を検討する。(→P. 35)

(3) 市町長申立て要否の検討・決定(→P. 37)

市町長申立ての要否について、検討会議(審査会)等を開催して最終的に判断する。

(4) 申立て書類の作成等(→P. 40)

申立てに必要な書類(申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など)を作成する。

申立て
準備

(5) 家庭裁判所への申立て (→P. 42)

- ・本人の住所を所轄する家庭裁判所へ申立てる。
- ・申立て費用(収入印紙(申立手数料分は申立書に貼付するが登記手数料分は貼付しない)、郵便切手及び鑑定費用)を予納する。
- ・必要がある場合は、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

(6) 審理 (→P. 45)

- ・申立書が受理されると、書類の審査後、申立人・成年後見人等候補者、本人の調査が行われる。
(参与員による予備審問又は家庭裁判所調査官による調査等)
- ・医師による鑑定(必要な場合のみ)、親族の意向照会等
- ・審理や調査の終了後、全ての審理結果を総合考慮して審判が行われる。

(7) 審判の確定 (→P. 45)

- ・審判書謄本が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ後見等開始審判の法的効力が確定する。
- ・家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登記するよう依頼。

(8) 後見等の開始 (→P. 46)

- ・申立て費用について、本人負担の審判が出ている場合は本人に費用請求する。
(後見人宛てに納付書を送付する)
- ・申立て費用について、本人負担の審判が出ていない場合は、「成年後見制度利用支援事業」の対象となる可能性が高いため、同制度の案内を行い、成年後見人等からの申し込みに基づき助成手続きを行う。
- ・成年後見人等への引継ぎを行う。
- ・必要に応じて、関係者によるケース会議を行う。

(1) 後見ニーズ(対象者)の発見

① 相談受付 — 関係機関からニーズを把握する —

市町長申立てが必要なケースについては、地域包括支援センターの他、様々な関係機関から相談や依頼を受けて、情報の把握をすることになります。

高齢者担当には、主に虐待事例や地域から孤立した認知症高齢者の事例等があり、障害者担当には虐待事例、親なき後の知的・精神障害のある方に関する相談がよせられることが多いでしょう。

<想定される関係機関>

- ・親族、隣人、知人、民生委員など
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サービス提供事業者、中核地域生活支援センター、障がい者虐待防止センター、指定相談支援事業所など
- ・精神保健福祉センター、医療機関、保健関連機関など
- ・当事者団体、NPO 法人など
- ・金融機関、警察など

② 後見人に期待することを整理する

✔ ポイント

なぜ申立てしなければいけないのか？申立ての必要性を整理しましょう。

関係機関等から申立ての要請があった場合、まず、なぜ成年後見制度利用が必要とされているのか状況を聞き取り整理します。

その上で、本人のニーズが、後見人が選任されることによって解決されるのかどうかをアセスメントします。後見人に期待することが整理されていると、候補者に依頼する際にも、スムーズになるメリットがあります。

1	本人の生活上・財産上の課題は何か
2	成年後見制度を利用することで何が解決するのか
3	成年後見制度以外の解決方法として考えられること
4	成年後見制度以外に必要な支援は？
5	緊急性の有無 ⇒ やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

後見人が必要とされる例

- 判断能力が低下した本人の預貯金通帳の管理・解約が必要な場合
- 介護保険によるサービス利用や入所の際の契約に支援が必要な場合
- 判断能力の低下につけこんだ契約による経済的被害がある場合
- 親族等から経済的な虐待を受けていて、福祉サービスが利用できない場合
- 判断能力が不十分な本人の相続手続きが必要な場合

必要に応じて検討する緊急的な措置

やむを得ない事由による措置

相談を受けたケースで虐待などの緊急な対応が必要な場合は、各法で定める「やむを得ない事由による措置」により入所施設等へ措置入所させることで生命や身体の保護を図る必要があります。

- 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項、第 11 条第 1 項第 2 号
- 知的障害者福祉法第 15 条の 4、第 16 条第 1 項第 2 号
- 障害者虐待防止法第 9 条第 2 項

審判前の保全処分の検討

後見等開始には、申立ての準備期間、申立てから審理、審判後 2 週間の抗告期間を経て確定となります。その間に財産上の被害に遭うことを防ぐ必要がある場合には、後見等開始の審判申立てと同時に、審判前の保全処分の申立てを検討しましょう。

なお、保全処分の申立ては、事前に家庭裁判所と協議することが望ましいです。

③ 後見人ができないこと

後見人は以下のことはできません。

- × 結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為
- × 医療行為に関する同意(手術等生命・身体に危険を及ぼす可能性のある医療行為など)

さらに、以下の内容は成年後見人の職務の範囲外です。

- × 施設契約時の保証人や身元引受人
- × 実際の介護を行う事実行為

支援者や関係者の間で、後見人等の職務の誤解があると、後のち成年後見人とのトラブルになりかねません。支援者・関係者には正確な知識と共通認識が必要です。

● 成年後見人と保証人

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続行為の代理と同じく、成年後見人は被後見人の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。

保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると成年後見人と被後見人とが利害対立してしまうからです。

後見人に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人は、施設や病院へ成年後見人の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

④ 本人への説明

成年後見制度は、本人の権利や財産を守ることが出来る制度ですが、一方で権利を制限する側面を持っています。

そのため本人の権利擁護の観点から、原則として後見人等の役割やその必要性、あるいは制度利用にかかる費用、欠格条項等法定後見制度について本人に説明する必要があります。

また、保佐や補助類型の方は、申立てや代理権、同意・取消権の設定の際に本人同意が必要となる場合がありますので、本人自身がある程度制度を理解し、制度利用に納得していただくことが必要です。

「本人の意思の尊重」と成年後見制度

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて3つの類型（補助・保佐・後見）が規定されており、いずれの類型も「本人の意思を尊重する」ことが義務付けられています。

（民法第 858 条 成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（民法第 876 条の 5 保佐の事務及び保佐人の任務の終了等）

保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（民法第 876 条の 10 補助の事務及び補助人の任務の終了等）

前文略…第 876 条の 5 第 1 項の規定は補助の事務について準用する。

申立てにあたって

- ・補助類型は申立てを行う際には、「本人の同意」が必要です。
申立てにあたって、あらかじめ本人に説明をして理解を得る必要があります。本人が申立てを拒む場合は、手続きができません。
- ・保佐類型と後見類型は、申立てにあたって「本人の同意」は必要とされていませんが、本人の状態に応じて、関係者からわかりやすく説明をする必要があります。
- ・また、申立ての際、補助類型の場合、同意権（取消権）と代理権を付与するにあたっては、本人の同意が必要になります。
- ・保佐類型の場合は、代理権の付与にあたって、本人の同意が必要になります。
したがって、どのような権限を付与するのか（されるのか）について、具体的に例を挙げて説明し、理解を得る必要があります。

現行制度の課題

補助類型は、申立てにあたっては本人の同意を得ることが必要となっていることと、付与される権限も本人の同意が必要になるので、現行制度においても「本人の意思の尊重」という点が担保されています。

しかし、現行の保佐類型と後見類型については、平成 26 年、日本も「障害者権利条約」に批准したことによって、条約 12 条（法律の前にひとしく認められる権利）の観点からは、保護の側面が強すぎて本人の権利を制限しているとの指摘がされています。

つまり、代理・代行による「他者による決定」という仕組みから、本人の意思決定を支援する「自己決定の支援」という仕組みへの転換が求められていると言えます。

また、現行の保佐類型と後見類型では、次のような欠格条項（資格制限）とリンクしている点にも留意が必要です。（補助類型は、資格制限はありません。）

- ・取締役の地位喪失（会社法）
- ・職業上の資格喪失（国家公務員、地方公務員、教育職員）
- ・国家資格の喪失（医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉士） など

(2) 調査・検討(ケース検討会議の開催)

① 本人調査

➔ 本人の生活状況について情報収集する

項目	確認事項
本人の基本情報	氏名・生年月日・住所・世帯構成等 ※住民票を確認。
親族の有無	※戸籍謄本及び附票を確認。
福祉サービス等	障害者手帳有無とサービス利用状況、介護保険サービス利用状況、介護認定状況、どのような日常生活を送っているのか。
経済状況	生活保護の受給有無、国民年金受給状況、国民健康保険納付状況、公共料金等の支払い状況、資産状況、現在の収入と支出
医療に関する情報	疾病・傷病、既往歴、現在受診している医療機関、受診や服薬の状況等
近隣関係等	本人と関係のある第三者等の有無

✔ ポイント

- STEP1: 関係機関(福祉サービス事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター、相談支援事業所等)から情報収集しましょう。
- STEP2: 必要に応じて、近隣の支援者等からも、本人の状況について情報収集しましょう。

➔ 事理弁識能力と類型 ～医師の診断を基に類型を見立てる～ (P.61・62参照)

法定後見は、本人の事理弁識能力(有効に契約等の法律行為をするために必要な意思表示をする能力のことをいい、具体的には自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力のこと。)の程度によって3類型に分類されますが、どのような類型になるかについては家庭裁判所が決定することになっています。

この家庭裁判所の判断の基となるものが、主治医による診断書です。

判断能力の状態を見ることから精神科の医師による診断書が望ましいですが、診断書を作成する医師の資格等の限定はありません。

- 本人が日頃一人で医療機関を受診している場合は、日常の状況について詳しく医師に伝わっていない場合がありますので、支援者等からご本人の現在の状況や困っていることを医師に伝えた上で、「後見・保佐・補助」の類型について診断を仰ぎましょう。
- 申立ての際の診断とは別に、申立て後に精神鑑定を求められる場合もあります。医師には申立て時の診断書作成と併せて、鑑定が必要な際には協力をしてもらえるかどうか、診断書の附票に記載してもらうようにします。
- 診断書にかかる経費は原則本人の負担となります。しかし、市町によっては利用支援事業の対象としているところもあるので、確認しましょう。
- 生活保護受給者の場合には、生活保護法第28条の規定により、検診命令での受診と診断書の作成・費用の支払いが可能な場合があります。

✔ ポイント

□ **診断書は3か月以内のものを求められます。**

医師に診断書を出してもらう前に、口答で類型(後見・保佐・補助)が何になるかを聞いておくと良いでしょう。
※親族調査等が長引き、診断書の有効期限(3ヶ月)が切れてしまうのを防ぐ為。

→ 収支状況・資産の把握

収支状況や資産に関わる書類は、いずれ申立てを行う際に財産目録の裏付け資料として必要になるので、必要部分をコピーしておきます。

本人が書類等を把握できていない場合、自宅等を訪問し、通帳・賃貸借 契約書・請求書・督促状等の資料収集が必要ですし、第三者が管理している場合はその方に情報提供を依頼します。

また、直近で配偶者や近親者が死亡していると、相続が発生している場合があるので可能な範囲で確認するとよいでしょう。

なお、申立時の財産目録は、わかる範囲でよいとされています。特に緊急性を要する場合は、資産の把握にいたずらに時間をかけることなく、申立てを優先させるようにしましょう。

下記には、参考までに、資産等の把握の方法を記載しています。

土地・建物	<p><input type="checkbox"/>不動産登記簿謄本(登記事項証明書)※登記済権利書は不可</p> <p>①固定資産名寄せ台帳の記載に基づき、法務局へ登記簿謄本発行依頼を行います(P.78 参照)。登記簿謄本では、まず名義人を確認します。また、抵当権設定の有無を確認することにより負債の有無がわかります。</p> <p>②各市町の税務課で保有不動産の固定資産評価証明書の発行依頼を行います(P.79 参照)。あわせて、固定資産 税の支払い状況の確認も必要です。</p> <p>③本人の記憶が曖昧で、「〇〇町に土地を持っている」などの不確定な情報があれば、当該自治体税務課あてに「名寄せ帳の写し」の発行を依頼することで所有が判明することもあります。</p>
預貯金	<p><input type="checkbox"/>通帳のコピー <input type="checkbox"/>証書のコピー</p> <p>通帳は「表紙」、支店名等の記入のある「中表紙」、「記帳されている全頁」のコピーが必要です。金融機関の通帳を紛失している場合は、本人同行のうえ金融機関窓口に出向けば、再発行の手続きが可能な場合があります。</p>
株式等	<p><input type="checkbox"/>取引残高証明書 <input type="checkbox"/>証券のコピーなど</p> <p>本人が窓口に出向くことで保有資産を教えてくれる場合もあります。株、投資信託の保有の可能性がある場合は可能な限り調べましょう。後になって後見人への報酬の目処が立つことにもなります。</p>
生命保険等	<p><input type="checkbox"/>保険証書のコピーなど</p> <p>自宅に保険証書があれば、内容の確認を行います。本人の意思が確認できるのであれば、本人に同行し窓口で契約内容や借入金について確認できる場合もあるでしょう。</p> <p>また、通帳に保険会社からの定期的な引き落としがあれば、保険料を支払っていることが推測されます。</p> <p>現在、または過去に生活保護費受給歴があれば、保護開始時の調査で生命保険の加入歴が確認できます。</p> <p>部署を越えて協力を仰ぎます。</p>
負債	<p><input type="checkbox"/>借金の残高や返済期間等が分かる資料のコピー</p> <p>借入書や、税金の督促状などがあれば負債金額が確認できます。消費者金融などに多額の負債がある場合は、債務整理や破産手続きが必要な場合もあります。最終的には、就任した後見人等が再調査しますので、全てを明らかにしなくても申立てが可能です。</p>
収入	<p><input type="checkbox"/>年金通知書のコピー <input type="checkbox"/>給与証明書 <input type="checkbox"/>不動産賃貸契約書のコピーなど</p>
支出	<p><input type="checkbox"/>施設利用料 <input type="checkbox"/>入院費等の領収書のコピー <input type="checkbox"/>健康保険料 <input type="checkbox"/>介護保険料</p> <p><input type="checkbox"/>固定資産税等の通知書等のコピー <input type="checkbox"/>家賃・地代の領収書のコピーなど</p> <p><input type="checkbox"/>公共料金</p>

② 親族調査

親族調査は、戸籍調査から得られた情報を基に、申立てを行おうという意思のある親族の有無を調べることが目的ですが、申立時には、推定相続人の同意書(P84 参照)を添付する必要があるため、実務としては意向確認と併せて「申立てについての同意」をとる場合が多いようです。

市町長申立ての場合、親族調査は二親等内の親族の存否とその意向確認で足りるとされています。

しかし、実際には家庭裁判所での取り扱いにより、推定相続人すべての同意が必要となっているため、三親等以上に推定相続人が存在する場合は、調査・意向確認が必要です。

なお、親族と電話でやりとりをした日付や内容は、必ずケース記録に残すようにしましょう。

→ 親族の存否と申立て意向の確認

□ 二親等以内の親族の存否と、存在する場合の現住所を調査する

- ・推定相続人は、現在の戸籍だけでは確定できないため、本人の戸籍を出生まで遡って調査します。
- ・必要な改製原戸籍や除籍謄本と現在の戸籍の附票(推定相続人の現在の住所を知る)を取り寄せます(P78 参照)。

□ 二親等以内の親族がいる場合、本人についての法定後見申立て意向を確認する

- ・親族関係や住所が把握できたら、まず電話等により連絡をとります。
- ・制度をご存じない場合が多いので、制度の概要説明から始めるとよいでしょう。
- ・申立て手続き諾否に関する文書回答を依頼し、申立て手続きを拒む場合は市町長が申し立てる旨説明します(P83 参照)。
- ・過去の経過から明らかに関与を拒否している者については、その経過から、意向が推測される部分もありますので、その場合は意向調査が不要と判断される場合もあるでしょう。

→ 申立てについての同意

□(推定相続人が存在する場合)申立てについての同意を求める。

- ・同意書は、配達証明をつけて送付することで、配達したことを証明することができます。また、特定記録郵便で送付することによって配達日を知ることができます(到達の有無)。
- ・同意書の返送期日を明記した上で送付することで、返送期限を過ぎても連絡がない場合には、その旨上申書に記載し(P85 参照)、申立てすることができます。
- ・健康状態がすぐれないため同意書を書けない、送った同意書の返送がないなど、同意書の提出が難しい場合は提出の必要はありません。
- ・同意がとれない状況があるときには、その旨を上申書で提出するか、親族関係図の中に記入しておきます(P74・P85 参照)。

《 申立権のある親族、推定相続人を探す方法 》

1 本人の戸籍謄本を取り、配偶者・子の有無を確認する

- ・本籍地が分からない場合、住民票を取り寄せ、本籍地を確認する。
- ・公用請求により、本人の戸籍謄本を取得し、配偶者、子の有無を確認する。
- ・配偶者は生存していれば必ず同一戸籍に記載されている。また必ず法定相続人となる。
- ・戸籍上、配偶者が存在している場合は、戸籍の附票から連絡先を確認する。

2 子の有無を確認する

- ① 現時点の戸籍謄本に記載されている子については、生存しており、現在結婚をしていない子
- ② 現時点の戸籍謄本から除籍されている子については、調査が必要である。
 - ・結婚している場合⇒結婚により作成された戸籍を調べ、生存の有無を調べ、死亡していればその子(被相続人の孫)の存在を確認する。
 - ・死亡している場合⇒当該戸籍に死亡した子の子(被相続人の孫)がいるか調査する(死亡した子の出生時までの戸籍を遡る)。生存していれば被相続人の孫が推定相続人となる。
- ③ 子の有無については、被相続人の出生時の戸籍まで遡って調べる。
 - ・現時点の戸籍謄本の一つ前の戸籍を調べる
改製原戸籍(役所の都合で改正される。コンピューター化など)
戸籍(親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成した場合)
除籍(転籍をした場合、親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成したところ、元の戸籍に誰も存在しなくなってしまう場合など)
 - ・さらに過去の戸籍があるようであれば、順次遡って戸籍を取り寄せる。
 - ・仮に過去の戸籍から子の存在が判明した場合は、その子が生存しているかどうか、死亡していれば「子の子」の生存を調べる。
- ④ 子あるいは、子の子が一人でも存在していれば、子または子の子が相続人になるため、被相続人の親や祖父母、兄弟姉妹を調べる必要はない。

3 子が一人もいない場合、父母、祖父母を確認する

- ① 本人の戸籍を調べ、父母、祖父母が生存しているか否かを確認する。

4 父母、祖父母もいない場合、兄弟姉妹を確認する

- ・本人の父母の12歳の戸籍まで遡り、父母に本人以外の子がいるか否かを確認する。
- ・本人の兄弟姉妹が既に死亡している場合、さらにその子(甥・姪)がいるか確認する。

親族調査の工夫

親族の調査には、時間を要する場合があります。古い戸籍の読み方などに苦勞することも多いでしょう。

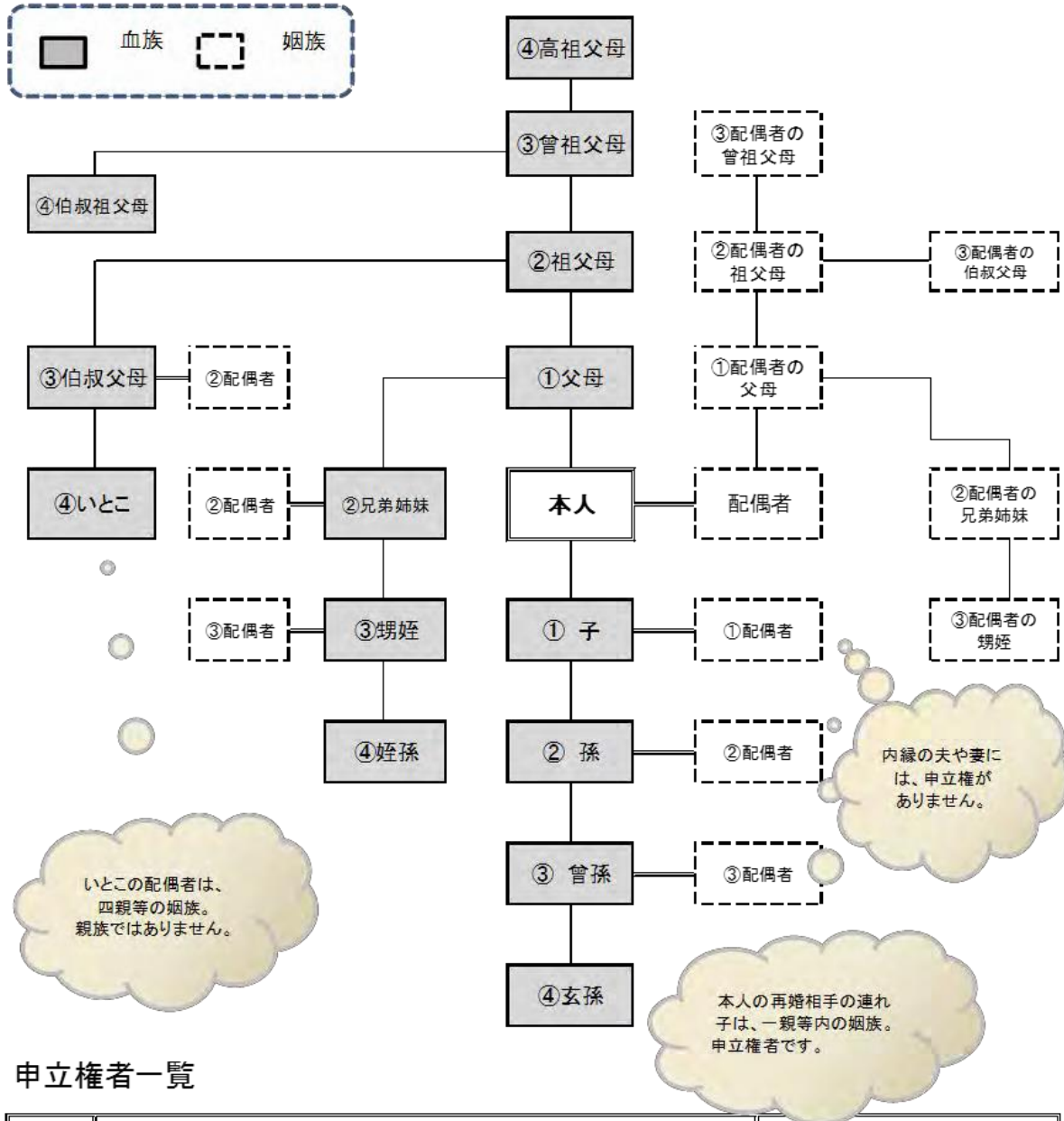
- 戸籍謄本等の取り寄せは、依頼先の自治体戸籍課へ直接電話をし、相談することも可能ですし自身の所属自治体の戸籍担当に戸籍謄本の効率的な請求方法を尋ねることも有効です。
- 戸籍謄本等依頼書の備考欄に「対象者の親族を探しています。該当する方の戸籍謄本をお願いします」と記入し確認を依頼すれば、把握できていない親族の戸籍が発見される場合もありますので、工夫してみましょう。
- 親族への電話による意向確認を行う際は、対象者との関係だけではなく、他の兄弟等親戚の連絡先や交流状況も尋ねます。さらに、お墓についての情報も併せて聞いてみましょう。
- 親族調査時は、ご本人がどのように生活してきたのか、家族関係はどうだったのかという“ご本人の歴史”を知り得る機会となります。ご本人のこれまでの人生を知ることは、就任した後見人等が後見活動を行う際にも役立つものになりますので、可能な範囲で情報を集めることが望ましいでしょう。



いずれにしても、いたずらに調査の時間を要することがないように対応しましょう。

四親等内の親族とは

親族とは配偶者、六親等内の血族および三親等内の姻族を指します。(民725)
 そのため、四親等内の親族とは、次のとおりになります。



申立権者一覧

後見	(民7) 本人、配偶者、四親等内の親族 未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人 補助人、補助監督人、検察官	(巻32、精神51の11の2、庫28) 市町村長 (特別区の区長を含む) (任意後見10②) 任意後見契約が登記されているときは、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
保佐	(民11) 本人、配偶者、四親等内の親族 後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官	
補助	(民15) 本人、配偶者、四親等内の親族 後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官	

戸籍に関する用語集

「戸籍」と「住民票」

戸籍は、家族・親族関係や身分変動を記載したのですが、「住民票」とは、住民基本台帳法に基づいて各市町長が作成しているものです。「住民票」写しには住民の居住関係を記録するものであり、原則として、実際に居住していない場合は作成することができません。対象者の住民登録地は把握しているが、本籍地が不明な場合は、住民票の「全部事項証明書」が発行されれば、本籍地の記載があり、確認することができます。

戸籍の附票

戸籍とは別に、住所の変遷が記載されている帳簿があります。これを戸籍の附票といいます。附票を取得することで、現在の住民登録地が判明します。

戸籍の改製

戸籍は、明治以降これまでに、法律の改正やコンピューター化によって、何度か形を変え作り直されています。これを「改製」といいます。そして、改製される前の戸籍のことを「改製原戸籍」といいます。基本的には戸籍の記載事項をそのまま写しているのでも、形は変わっていても、記載されている身分の変遷に関する事項に変わりはありません。ところが、改製の際に前の戸籍に記載されている事項で写しかえられない事項も存在します。

戸籍をさかのぼるときに「戸籍の改製」の記載があった場合は、改製前の「改製原戸籍」を取得するようにしてください。

除籍

除籍という言葉の意味は大きく2つに分けることができます。

1つめは、ある戸籍に記載されている構成員のひとりが婚姻や死亡によって戸籍から除かれることをいいます。

また、もうひとつは、ある戸籍に記載されている人全員が婚姻や死亡によって戸籍から除かれ、結果としてその戸籍に誰もいなくなったため、戸籍簿から除籍簿に移し替えられた戸籍をいいます。そして、この除籍された戸籍全部の写しを除籍謄本といいます。

戸籍の再編

戦争や自然災害などにより、戸籍が無くなってしまった場合は戸籍を回復します。また、昔は文書で保管されていたため、戸籍が滅失してしまう恐れがある場合には、新しい用紙に差し替えます。このように作り直すことを「戸籍の再編」といいます。

しかし、戦時中、東京大空襲などで戸籍が消滅していることもあり、それ以上の戸籍をたどることができない場合もあります。その場合は、廃棄証明書を出してもらいます。

「謄本」と「抄本」

「謄本」とは、記載されている内容全部の写しをいい、「抄本」は、記載事項の一部を抜き出して作成した写しのことを言います。「謄本」＝「全部事項証明書」、「抄本」＝「一部事項証明書」と言う場合もあります。

「戸主」と「筆頭者」

「戸主」とは、戦前の民法旧規定における家族制度の概念で、「家」の統率者を指し、改製原戸籍を取り寄せると、「戸主」と書かれている場合があります。

現在では、昭和22年の憲法改正により民法も大幅に改定されたことにより、家制度が廃止され親子三代を一つの戸籍に記載することが禁じられました。(戸籍法第6条)

「筆頭者」とは、戸籍の始めに記載される方を指しています。なお、筆頭者が死亡しても、他に記載されている方がいれば、戸籍が変わることはありませんし、筆頭者を変える必要はありません。

③ 成年後見登記事項の確認

これまでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するために、法務局から、本人の「登記されていないことの証明書」を取得します(P77 参照)。

【郵送による請求方法】

- ① 登記されていないことの証明申請書に必要事項を記載。
- ② 申請書内に、「公用申請」である旨、記載する。
- ③ 返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、郵送で、下記あてに送付する。

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

代表番号 03-5213-1234 直通番号 03-5213-1360

※ なお静岡地方法務局(本局)の窓口でも取得ができます。

○証明書の有効期限は概ね3カ月です。

○手数料は国、または地方公共団体が請求する場合、登記手数料令第19条により免除となります。

○任意後見の登記がされている場合には、本人の自己決定の尊重の理念から任意後見が優先します。

速やかに任意後見候補者に連絡し、任意後見監督人の選任手続きを行うよう依頼しましょう。

④ 診断書の作成依頼

本人が、精神上の障害により判断能力が低下していることを明確にするため、医師に診断書の作成を依頼します。判断能力など精神の状況については、精神科医が望ましいですが、専門外の医師であっても、本人の状況をよく分かっていたら、かかりつけ医でも良いとされています。



下記のウェブページでは、静岡県内の医療機関が検索できますので、参考に記載しています。

「医療ネットしずおか」

<https://www.qq.pref.shizuoka.jp/qq22/qqport/kenmintop/>

⑤ 申立て類型の検討

法定後見は、「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものですが、本人の状況や支援の在り方に関わるため、できる限り申立人側でどの類型が適切かを準備しておく必要があります。

場合によっては、家庭裁判所の意向に対して意見を述べる必要があります。

判断に迷う場合は、医師が作成した診断書を参考に検討しますが、成年被後見人や被保佐人には資格制限が発生しますので、本人の事情や希望を踏まえて慎重に検討する必要があります。

⑥成年後見人等候補者の検討

→ 候補者選定

成年後見人等の選任は家庭裁判所の職務であり、基本的に、申立てにおいて成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありませんが、実務上、申立時に候補者の有無を尋ねられる場合が多くあります。後見人等については、最終的に家庭裁判所が職権で決めて選任することになりますが、候補者をあらかじめ記載しておけば考慮されることが多くなっています。

したがって、本人の事情を知る申立者（この場合、市町長）は、適切と思える候補者を推薦した方がスムーズです。候補者がいない場合、候補者の調整や選任に時間を費やす場合が多く、結果的に審判まで時間が掛かってしまうことから、申立て時にできる限り候補者を家庭裁判所に推薦することが望まれます。市町長の申立ての場合は、親族による後見人は期待できないため、第三者が後見人になることが想定されます。

適切な候補者がいない場合、家庭裁判所が職権で成年後見人等の候補者を探すことも可能ですが、審理の期間が長くなることとなりますので、あらかじめ専門職団体等に相談して、候補者の推薦について調整を依頼しておくことが望ましいでしょう。この場合は、「（県弁護士会・リーガルサポート静岡支部・県社会福祉士会ぱあとなあ静岡等）に候補者の推薦を依頼し内諾を得ている。」等と記載します。（P36参照）

なお、実際の後見人は、審理の過程で候補者として挙げた専門職とは別の専門職や法人等になる場合もあります。

< 参考 >

法律家による後見

後見事務の内容が高度の専門知識を必要とする場合、例えば、不動産の売却、賃貸不動産の管理、多数の有価証券の管理、遺産分割、負債がある場合、親族間に財産トラブル等がある場合、適正な後見事務を行うために、法律の専門知識が求められ、家庭裁判所の判断により法律の専門職後見人が選任されます。

多様な後見の形

- ・財産管理は法律専門職が、身上監護は福祉専門職が担当する「分掌のある」複数後見
- ・開始当初に法律専門職が就任し、法的な課題が整理された後に、身上監護を中心とする福祉専門職に変わる「リレー方式」の後見
- ・法人後見が選任された後、市町で養成した市民後見人に変わる「リレー方式」の後見 など

後見活動を行っている専門職

各専門職は法律上の業務・権限、実務の業務形態、監督機関と監督内容、資格取得試験の内容、研修・養成過程を異にする上、それぞれ特徴があるので、事案に応じて選択をする必要があります。

専門職後見人等の団体の問い合わせ先は、次のとおりです

	後見相談	後見人推薦依頼	特徴・候補者推薦にかかる期間
弁護士	<p>静岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター ☎054-252-0008 静岡支部 ☎053-455-3009 浜松支部 ☎055-931-1848 沼津支部</p> <p>・高齢者無料電話相談 弁護士による 20 分間の無料電話相談の実施。 受付時間 9～12 時、13～17 時 ・高齢者・障害者相談 静岡支部 水曜 13～16 時 浜松支部 金曜 13～16 時 沼津支部 申込に応じ担当弁護士事務所で実施</p>	<p>高齢者・障害者総合支援センター運営委員会担当</p> <p>☎054-252-0008 静岡支部 ☎053-455-3009 浜松支部 ☎055-931-1848 沼津支部</p> <p>※推薦依頼の詳細は、各支部弁護士会窓口までお問い合わせください。</p>	<p>遺産争いなど親族間でのトラブルを抱えている場合、管理財産額が高額かつ財産管理が中心となる場合、虐待など複雑で困難な法律紛争が絡む場合に適しています。</p> <p>推薦にかかる期間：1～2週間 訪問頻度：月1回程度</p>
司法書士	<p>(公社)成年後見センター・リーガルサポート 静岡支部 ☎054-289-3999 後見制度に詳しい司法書士を紹介します。 平日 9 時～17 時</p> <p>静岡県司法書士会 司法書士総合相談センターしずおか ☎054-289-3704 平日 14 時～17 時 (火曜は特に後見に詳しい司法書士が相談を担当します。)</p>	<p>(公社)成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 ☎054-289-3999 FAX054-289-3702 平日 9～17 時</p> <p>※お電話いただければ専用紙をお送りいたしますので、ご記入のうえFAXにてご返信ください。</p>	<p>リーガルサポートは、後見業務に取り組む全国の 7 千人を超える司法書士で構成されています。</p> <p>相続手続・借金の整理が必要な案件や、不動産処分・管理が必要な案件に適しています。</p> <p>身近な法律実務家として、財産管理と身上監護をバランス良く行い、本人に寄り添って支援していきます。</p> <p>推薦にかかる期間：2週間程度 訪問頻度：月1回程度(案件により異なる)</p>
社会福祉士	<p>(一社)静岡県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ静岡 ☎054-252-9877 受付初回の相談は無料 相談専用電話 相談等1時間 5,000 円(交通費は別途実費必要) 費用負担が困難な場合はご相談ください。</p>	<p>ぱあとなあ事務局 ☎054-252-9877</p> <p>静岡県社会福祉士会ホームページ (http://www4.tokai.or.jp/shizuoka-csw/)に掲載されている「成年後見人等候補者紹介依頼票」を申立前に提出してご相談ください。</p>	<p>社会福祉分野の専門性を活かし、主に心身に障害のある方やさまざまな理由で生活上の課題を抱えている方の財産管理や契約等の代理を行いながらその人らしく生活を送れるよう支援にあたっています。-</p> <p>推薦にかかる期間：2週間～1か月 訪問頻度：月1回程度</p>

(3) 市町長申立て要否の検討・決定

➡ 根拠法を確認する

本人が認知症等の高齢者、知的障害者、精神障害者であること

- ①認知症等の高齢者(老人福祉法 32 条)
- ②知的障害者(知的障害者福祉法第 28 条)
- ③精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2)

※①老人福祉法では、原則として 65 歳以上の者(65 歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。)とされています。

※②③に関しては、各障害者手帳の所持は市町長申立て対象者の必須要件ではありません。一方で、知的障害が疑われ、20 歳を超えているが手帳を所持していない場合は、福祉サービスの利用を進めるため、手帳の取得可否の検討を行うことが必要となるでしょう。

審判請求をする者がいないこと

- ①配偶者、4 親等内の親族がいない
- ②申立権のある親族がいても、非協力的である
- ③虐待やこれまでの経過で、親族による申立てが適当でないと判断される

重複している場合の対応

障害者手帳を所持する高齢者の場合、どちらの所轄課が申立てを行うか、迷う場合があるでしょう。実際には、①65 歳以上の高齢者の場合は手帳保持者であっても高齢担当が対応する、②関わりの度合いによって、その都度協議の場を持つなど、あらかじめルール化している市町もあります。

➡ 本人申立て

本人による申立ても制度上は可能です。この場合、本人が後見制度を利用することに同意し、申立てができる能力がある(と、家庭裁判所にみなされる)ことが前提となりますので、後見類型の場合の本人申立ては極めて限定的と考えられます。

また、本人申立てができる場合は、本人の判断能力を考慮した上で、担当者が書類作成の支援をしたり、適切な支援者を紹介したりすることが必要です。

一方、利用支援事業の利用が必要なケースの場合で、当該市町の補助の対象が市町長申立てに限定されている場合は、本人申立てにすると対象にならないので、その点に注意が必要です。

審判前の保全処分

審判が確定するまでの間に財産上の被害に遭うことを防ぐ必要がある場合には、後見等開始の審判申立てと同時に、審判前の保全処分の申立てを検討します。

最近、家庭裁判所でも、緊急性のあるケースについて、後見開始の審判を短時間で決定する等の配慮がされる場合もあります。

保全処分の申立ては(家裁から勧められる場合もありますが)、必ず家庭裁判所に事前に相談をしましょう。

保全処分の内容

保全処分は、以下のような例があります。

- ①財産管理者を選任
- ②事件の関係者に対し本人の財産の管理もしくは監護に関する事項の指示
- ③後見・保佐・補助の命令

保全処分の要件

保全処分が認められるには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①後見開始の申立てと同時に、またはその審判が効力を生じる前までの間に行われること
(家事事件手続法 126 条①)
- ②保全処分を求める事由を申立人が疎明すること(家事事件手続法 106 条①②)

なお、「保全処分を求める事由」とは、本案審判認容の蓋然性及び保全の必要性をいうものと解されています。本案審判認容の蓋然性とは、後見等開始の申立てで認容審判が発令される度合いが高いであろうという意であり、そのためには申立ての趣旨を根拠付けるに足る具体的な事実関係を明らかにする必要がある、保全の必要性とは、現時点で保全を行わずに現状のままであったのなら本人の救済が得られなくなるという意であり、緊急性に関する具体的事情などを明らかにする必要があります。

緊急事務管理

虐待等の緊急対応を必要とするケースにおいて、本人の身体、名誉または財産を急迫な被害から守るために事務を取り行うことを「緊急事務管理」といいます。

当然ながら、判断能力が不十分な方の支援は後見人等が行うことが望ましいのですが、後見人等による保護開始までの期間のやむを得ない支援策として、この事務管理を活用し金品を保管し、本人の財産を守ります。

また、緊急的に本人の財産等を守るために行う事務(やむを得ず通帳や証書を保管すること)を、市町長による後見申立手続きに付随する事務と捉えることもできます。

一度開始した事務管理は、本人、相続人、法定代理人がその事務を引き継ぐまで継続する義務あることから、事務管理を始める際には、所属内で十分検討が必要です。

事務管理は、他に行うものがないときに、組織としての判断のもとに行うことが重要です。

第 697 条(事務管理)

義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という。)は、その事務の性質 にしたがって、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務管理」という。)をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、またはこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

第 698 条(緊急事務管理)

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

第 699 条(管理者の通知義務)

管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知っているときは、この限りではない。

第 700 条(管理者による事務管理の継続)

管理者は、本人又はその相続人もしくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときはこの限りではない。

第 701 条(委任の規定の準用)

第 645 条から第 647 条までの規定は、事務管理について準用する。

<第 645 条～第 647 条の条文については、後述の「法令・要綱等」を参照。>

第 702 条(管理者による費用の償還請求等)

管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

(4) 申立て書類の作成等

市町長申立ての決定を受け、担当者は地域包括支援センターなどの本人の事情をよく知っている人の協力を得ながら、次の書類を作成または収集します。

1 申立て書類「後見等申立て用チェックシート」(静岡家庭裁判所)

《後見等の申立てには以下の書類等が必要になります。チェック欄を利用して提出書類にもれがないようご準備ください》

	準備するもの	チェック欄
申立人	後見・保佐・補助開始申立書	
	親族関係図	
	申立書付票（付票1～3）	
	付票添付資料 （「収支予定表，財産目録の記入について」を参照）	
本人 （後見等が必要な方）	戸籍謄本（全部事項証明書）	
	戸籍附票又は住民票 「登記されていないことの証明書」 （注）成年被後見人等の登記がされていないことを証明するものです。 法務局に申請書を提出し，発行された証明書を裁判所に提出してください。	
	診断書・別紙回答書 （注）成年後見等専用の診断書です。病院や診療所で作成してもらってください。	
後見人等候補者	戸籍附票又は住民票	
申立てに必要な 諸費用	収入印紙（申立て手数料及び登記手数料） 〔申立て手数料〕 （後見・保佐）800円分 （保佐・補助＋代理権付与）1600円分 （保佐・補助＋同意権付与）1600円分 （保佐・補助＋代理権付与＋同意権付与）2400円分 〔登記手数料〕 2600円分	
	郵便切手 〔後見（3740円分）〕 1040円(1組) 500円(2枚) 80円(20枚) 10円(10枚) 〔保佐・補助（4780円分）〕 1040円(2組) 500円(2枚) 80円(20枚) 10円(10枚)	
親族関係	同意書（「親族の同意書について」を参照）	

※ 本人に鑑定が必要な場合は鑑定費用(5万円～10万円)が必要になります。

2 申立書等作成について(留意事項)

- ・親族関係図 担当者が作成し、基本的には2親等まで記載(推定相続人については現に把握している範囲で)不明な場合は「不明」と記載
- ・親族同意書 親族調査の段階で連絡がいった親族にとれる範囲で取る
- ・年間収支予定表 過去1年程度の収支を分かる範囲で記載
- ・財産目録 現時点で判明している財産を記載(銀行等への照会は不要)

3 添付する書類について

取寄せ書類	本人の戸籍謄本	本籍地の市町村役場	・1通 ・発行から3カ月以内のもの
	本人の住民票または戸籍附票	住民登録先の市町村	・1通 ・発行から3カ月以内のもの
	後見登記されていないことの証明書	法務局 (東京法務局民事行政部後見登録課 又は静岡地方法務局(戸籍課))	・1通 ・発行から3カ月以内のもの
財産関係資料	預貯金・投資信託等の資料	銀行、郵便局、保険会社、証券会社など	・通帳(過去1年分)、残高証明書、預かり証などのコピー
	生命保険等の資料		・保険証書のコピー
	負債の資料		・金銭消費貸借契約書、借用書(証)、返済明細書、督促状のコピーなど
	有価証券(株券、国債等)の資料	取引先	・取引残高証明書、証券のコピー
	不動産についての資料	法務局、市町村役場	・不動産登記簿謄本、名寄帳、固定資産評価証明書、または固定資産税納税通知書のいずれかのコピー
	収入内容を証明する資料	市町村役場から送付されてくるもの等	・所得証明書、確定申告書、源泉徴収票、年金証書、年金振込通帳などのコピー
支出内容を証明する資料	市町村役場から送付されてくるもの等	・通帳(引き落としがされているもの)、各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の納付書、家賃・地代・医療費等の領収書などのコピー	

※財産時関係書類は、申立て時に把握できる範囲で収集する

(5) 家庭裁判所への申立て

→ 申立先

申立ては本人の住所地(住民登録をしている場所)もしくは居住地(実際に暮らしている場所)を管轄する家庭裁判所に行きます(下記表参照)。市町長申立ての対象となる方の住所地と実際の居住地が異なる場合、実情としては、本人のことをよく把握している市町が申立てを行っていますが、どちらの市町が申立てを行うかの明確な規定はありません。

基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法、介護保険法等の援護の実施機関となっている市町が行うのがスムーズであると考えられます。

本人を支援する関係者が複数の市町にまたがる場合は、申立てを担当する市町について確認が必要です。

連絡先	管轄区
静岡家庭裁判所 静岡市葵区城内町1-20 電話 054-903-8275	静岡市
静岡家庭裁判所沼津支部 沼津市御幸町21-1 電話 055-931-6044	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡 三島市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡
静岡家庭裁判所富士支部 富士市中央町2-7-1 電話 0545-52-0386	富士市 富士宮市
静岡家庭裁判所下田支部 下田市4丁目7-34 電話 0558-22-0161	下田市 賀茂郡
静岡家庭裁判所浜松支部 浜松市中区中央1-12-5 電話 053-453-7168	浜松市 磐田市 袋井市 湖西市
静岡家庭裁判所掛川支部 掛川市亀の甲2-16-1 電話 0537-22-3036	掛川市 御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く。) 菊川市 周智郡
静岡家庭裁判所熱海出張所 熱海市春日町3-14 電話 0557-81-2989	熱海市 伊東市
静岡家庭裁判所島田出張所 島田市中溝4-11-10 電話 0547-37-1630	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 御前崎市(御前崎、白羽及び港) 榛原郡

→ 保佐・補助類型の代理権、同意・取消権について

申立てを行う類型は、基本的には医師の診断書を基にしますが、後見・保佐類型の場合には、本人に対する制限(会社の取締役等・公務員になることや国家資格の喪失など)が生じます。

したがって、例えば「介護福祉士の国家資格をとりたい」という希望を持っているご本人の場合は、後見制度の利用がデメリットとなる面も生じるので、制度利用の必要性を再検討してみることも必要でしょう。

なお、保佐類型で申し立てる場合には、本人の意向を確認した上で代理権の付与又は同意見の追加付与を、補助類型で申し立てる場合にも同様に、代理権又は同意権の付与を申し立てる必要性を検討します。

代理権

本人に代わって、契約などの行為をする権限のことを言います。後見類型では財産に関するすべての法律行為について代理権がありますが、保佐・補助類型の場合は、本人の自己決定尊重の観点から、必要に応じて代理権の付与を申し立てる必要があります(本人の同意が必要です)。

代理権の内容は、代理行為目録(P75 参照)の中から、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為を選択します。

同意・取消権

同意権とは、保佐人・補助人が同意することにより法律的に効果が認められ、また、保佐人・補助人が同意を得ないで行った行為を取り消すことができる権限を言います。

保佐類型…民法第 13 条 1 項(重要な財産行為)に規定される行為には予め同意権が与えられています。ここに掲げられていない法律行為についても必要に応じて申し立てることで付与されることがあります。

補助類型…特定の法律行為に関して、民法第 13 条 1 項(重要な財産行為)の一部について、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為が対象となります(P76)。

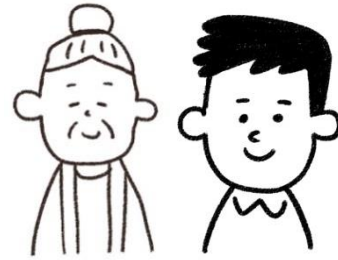
補助申立ての場合の同意行為目録について

必要な行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)にチェックをします。内容については、本人の同意を踏まえたうえで最終的に裁判所が決めます。

例えば、高価な物を悪質業者から購入した場合、クレジット契約であればそれ自体は民法 13 条 1 項 2 号の借財に該当するので取消権の対象になりますが、クレジットではない売買契約となると、金額によっては民法 13 条 1 項 3 号の重要な財産の得喪に当たるかどうかあいまいになることがありますので、具体的に「〇万円以上の物品の購入」等の同意権を定めた方が明確になります。

この金額設定については、家庭裁判所に状況を説明の上相談の方がよいでしょう。

保 佐 申 立 て の 事 例



本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。

以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、分からなくなることも多くなりました。

日常生活に支障が生じ、最近では、スーツを着た男性が複数名、自宅に出入りしている目撃情報が相次ぎ、自宅の中に、様々な家電製品や装飾品が増えている様子が見受けられました。そのため、成年後見制度の利用を進めていくことにしましたが、町が親族調査を行った結果、申立権のある親族は存在しないことがわかりました。

担当部署内で検討した結果、町長申立てを行うこととなり、主治医から成年後見制度用の診断書を取得しました。長谷川式スケールでは、比較的高い22点を示しましたが、診断書の類型は後見。そのため、後見類型で申立てを行いました。

家庭裁判所で鑑定がなされた結果、保佐類型とされ、申立ての趣旨の変更を上申するよう連絡がありました。そこで担当者は、本人が必要な代理権について次の3点を想定し、検討しました。

- ①預貯金等金融関係に関わる代理権
- ②介護契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ③福祉関係施設への入所に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

検討の結果、当面の問題は、①財産管理と、②介護契約等に関わる代理権でしたが、将来的には、入所をすることも想定されるため、③施設入所契約の代理権についても付与を申し立てることになりました。

その後、調査官面接の中で、本人が③施設入所に関わる代理権について同意されず、結果的に①と②の代理権のみ付与されることとなりました。

(6) 審理

家庭裁判所は、市町長からの後見開始等の審判の申立てを受けると、申立て書類を審査したのち、本人の能力や生活状況、財産状況など多くの事実関係を調査します。

申立人からも事情を聴くなど家庭裁判所からの呼び出しもありますので、その際には実情等を説明してください。調査の結果は報告書にまとめられて裁判官に報告され、判断の材料にされることになります。

➔ 鑑定

後見と保佐類型では、本人の判断能力を判定するために、原則として医師による「鑑定」を行うことになっていきます(補助類型は原則として鑑定不要)。

鑑定に要する費用(5万～10万円)は、申立ての際には必要ありません。鑑定を行うことになった場合に家庭裁判所から連絡がありますので、連絡を受けた後に期限内に納めます。

なお、いわゆる植物状態など、明らかに事理弁識能力を欠く常況が確認できる場合は鑑定を省略すること多く、療育手帳において重度の判定を受けた者についても同様の扱いが行われることがあります。申立て時に提出した診断書を、そのまま適用するなど、実情は全申立ての9割が鑑定を省略しています。

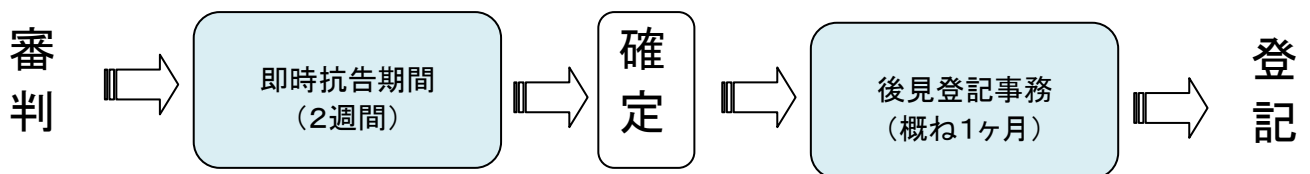
(7) 審判の確定

後見等開始の審判は、成年後見人等、本人、市町長に対して送達又は通知されます。

審判の送達から2週間は、抗告期間が設けられています。この間、本人や四親等以内の親族などが不服を申し立てることができます。

即時抗告がなく2週間が過ぎたときまたは即時抗告がなされても高等裁判所で認められなかったときには、審判が確定します。

その後、家庭裁判所から東京法務局に登記の嘱託がなされ、登記ファイルに所定の事項が記録されます。



即時抗告

市町長申立ての場合、親族など(特に虐待をしている親族)から即時抗告を受ける場合があります。即時抗告に対しては高等裁判所による判断を待つ形になります。

一方で、市町長申立てに対抗して親族が重複して申立てを行うケースもあります。

その場合、市町としては、客観性・公平性を担保しつつ、本人の福祉を図るために特に必要と認めたケースであることを踏まえて対応することが必要です。

なお、即時抗告できる内容は、後見等を開始するか否か(後見人等をつけるかどうか)の審判に対してであり、後見人等を誰にするかの決定や代理権・同意権の付与に関する審判に対しては抗告できません。

(8) 後見等の開始

審判確定以降

→ 求償請求

申立費用の求償(家事事件手続法第28条第2項により上申、P81参照「費用上申欄に☑」)を行い、家庭裁判所が認めた場合、申立て費用を本人に求償(P82参照)することができます。

具体的には、審判後に本人(成年後見人等)に対して、支出明細を記載した市町長名文書によって求償請求(P81参照)を行っていることが多いようです。

→ 後見人との情報共有

後見人は、選任されてから約1か月の間に、家庭裁判所から財産目録や後見事務報告書の提出を求められます。(財産目録の提出後に、後見人としての権限行使が可能になります。)

従って、この間に後見人は、支援方針を立てるために、本人の財産状況や生活状況等の情報を集めることとなります。

この間、ケースによっては、後見人と連絡を取り合って役割分担や引継ぎ等について確認をしようことが必要な場合もあります。

なお、引継ぎについては、抗告期間を過ぎた後(審判書と併せて確定証明書がそろった時期)以降に行うのが良いでしょう。

→ 継続対応の検討

市町長申立ての必要な方は親族から協力を得られない・親族から虐待を受けている等、いわゆる困難事例と言われるものも多く、後見人が選任された後も、福祉サービスや公的機関の支援を必要とする局面が多いことが推察されます。

市町に期待される役割は申立てだけでなく、申立後の本人状況に応じて関わりを持ちつつ支援をすることです。必要に応じて、関係機関等が集まる「ケース会議」などを開催し、今後の支援方針や関係者の役割分担等を検討することが望ましいでしょう。

個別の課題を「地域課題」として捉え、後見人と連携しながら地域で本人を支える仕組みを作っていくことについて、行政として引き続き支援を行っていくことについても、十分検討する必要があるといえます。

なお、本人死亡後の事務については、基本的に後見人の役割ではありません。後見人は相続人に対して清算事務(管理していた財産の収支計算)により引き渡す財産を確定し、その権利者(相続人)に報告・引き渡すことが役割となります。

その一方で、市町長申立てを行った方の場合、親族との関係性が希薄な場合が多いことから、後見人の相続財産の引き渡しに困難な場合が想定されますので、親族の存否について、市町で把握されている場合には、あらかじめ情報提供を行っておくとよいでしょう。